

清華大學藏戰國竹簡『筮法』における占術の多重構造

大野裕司

はじめに

戰國秦漢時代の新出土文獻は、古代の文化・思想・政治・經濟・言語・文學など多方面に涉って新知見を提供するものであり、それは従来の傳世文獻に依據して構築された各分野の學說に修正を迫る内容を有する。陰陽五行説についてもまた新出土文獻によって従来の學說を見直す必要があることが既に提言されている。例えば李學勤氏は次のように云う。

『日書』中には……陰陽・五行・八卦などを數多く見ることができ。これらの學說は、『日書』において既に相當に複雑かつ成熟した形で表現されており、このことは、陰陽・五行・八卦などの發生が先秦のずっと早い時期に當たることを證明するのである。過去の疑古思潮の中において、多くの著作は陰陽・五行學說の起源が相當に遅いことを力説し、これを中心とする數術は漢代に始めて行われたと考えた。……しかし實際には、陰陽・五行などの學說は秦以前に既にかんりの發達したシステムを有していたのである。……『日書』およびその他の新材料は、多くの漢代に

流行した數術が先秦にその起源が遡り得るはずであることをより明白に示したのである。⁽¹⁾

李學勤氏は先秦の陰陽五行説を考察するに當たって新出土文獻の中でも特に『日書』などの術數(數術)文獻の重要性を指摘したのである。幾つか例を舉げておけば、陰陽については、睡虎地秦簡『日書』や放馬灘秦簡『日書』⁽⁴⁾では、十干・十二支等を二分類して「陰・陽」「牝・牡」「男・女」「剛・柔」などと表現しており、「陰陽」がかかる二分類を代表する呼稱とはされていなかったことがわかっている。今、例を挙げれば次の通り。⁽⁵⁾

凡甲・丙・戊・庚・壬・子・寅・巳・酉・【卯・戊】是胃(謂)岡(剛)日・陽【日】・牡日毆。女子之吉日毆。

凡乙・丁・己・辛・癸・丑・辰・午・未・申・亥是胃(謂)柔日・陰日・牝日毆。男子之吉日毆。(放馬灘秦簡『日書』乙種簡一一三壹〜一一四壹)

男子日、寅・卯・子・巳・戌・酉。女子日、辰・午・未・申・亥・丑。(睡虎地秦簡『日書』乙種簡一〇九)

五行については、各地出土の『日書』中に五行を利用した占いが大量

に記載されており、また睡虎地秦簡『日書』・放馬灘秦簡『日書』には五行相生・相剋が明記されている。次の通り。

金勝木、火勝金、水勝火、土勝水、木勝土。東方木、南方火、西方金、北方水、中央土。(睡虎地秦簡『日書』甲種簡八三背參く九二背貳)

土(水)生木。一木生火。一火生土。一(放馬灘秦簡『日書』乙種簡七七貳)

李零氏も陰陽五行説の検討において術数が重要であることを指摘している。次の通り。

式法および式法から派生した日者の術は、……その特徴は空間を用いて時間を表現し、時間と空間とをひとつに合することにあり、数字は兩者を統合するための鍵であって、その役割は最も大きい。数字は、それぞれの占術中の時間と空間とを對應・轉換させるための仲介・鍵であるだけではなく、また、ある占術と別の占術との間を繋ぎ、相互に連結させる架け橋なのである。……陰陽五行説は……古代の數術の學から生まれた。それは基本的には古代の數術に内在する理論に沿って發展したものであって、終始この數術部門の中が主たる運用の範圍であった。……(陰陽五行説の)多くの要素と基本的構想は、どれもその來源は相當に古く、決して諸子百家の時代をもって上限とすべきではない。……要するに、私は、陰陽五行説とは占術の方法の數字化に由來するもので、「數術」が數術と呼ばれる所以はここにある、と考えるのである。⁽⁷⁾

李零氏は陰陽五行説の起源を、事物を數字として捉える占術の方法(數字化)に由來すると考えた。また、かかる考え方の淵源は古く、陰陽五行説は決して諸子の學に由來しないことを強調している。かかる李零氏の論考は一九九八年に發表されたものであり、その指摘は先驅的なものであり、當時は今と異なり目撃可能な出土術數文獻にも限りがあった。しかしながら現在に到っても出土術數文獻を用いた陰陽五行説に關する全面的・総合的な再検討は未だ行われてはいない。

本稿もまたそのような全面的な検討を行うものではない。が、二〇〇八年に清華大學が入手した戰國時代の竹簡群に『筮法』という數字卦に關する文獻が発見された。この清華大學藏戰國竹簡『筮法』はかかる李零氏の假説を検討するのに適した資料だと見做される。というのは、數字卦については、これまで殷周時代の甲骨や青銅器・陶器といった考古文物上に刻まれたものや戰國時代の卜筮祭禱簡上に書寫されたものが確認されていたが、その具體的な占法を記した書籍類は発見されていなかった。『筮法』は最近その全容が公開されたが、その内容は現在のところ數字卦を用いた筮占の具體的な占法が記された唯一の書籍であった。『筮法』は數字卦を用いた筮占つまりは數字を用いた占術であり、李零氏の數字と陰陽五行の關係についての考察を一步進めるための重要な資料となると思われる。よって本稿は李零氏の假説を検討するその準備のための基礎的作業として『筮法』を考察するものとなる。⁽⁸⁾

結論から言えば、『筮法』中には「五行」は見えないため、これを直接に陰陽五行説の起源や成立過程を考察する資料として用いること

はできない。が、筆者はそれでもやはり『筮法』は陰陽五行説を考察する上で重要な資料だと考える。というのは、陰陽五行説の中で最も重要な点は、『中國思想文化事典』「陰陽・五行」の項に、

陰陽五行による分類の場合、陰陽ないし五行は分類された事物の屬性を兼有し、分類された事物は陰陽ないし五行の屬性を兼有しうる。この特性を利用すれば、考察対象の事物をまず陰陽ないし五行で分類し、次に分類された個々の事物を陰・陽あるいは木・火・土・金・水のいずれかの屬性（すでに分類された他の事物の屬性が含まれる）に當てはめて解釋し、同時に分類された事物間の關係も陰陽間ないし五行間の相互關係を援用して解釋でき、これらを總合して求める答を得ることができる。⁹⁾

と云うように、世界の事物をどのように「分類」して解釋するのか、という点にある。後述するように『筮法』の段階において、既に二分類（陰陽）・五分類（五行）以外の「分類」も確認できるため、陰陽五行説の成立を考えるに當たっては、「陰陽」「五行」といった文字に着目して考察を行うのではなく、古代人の「分類」觀が如何なるものであったかに着目すべきであろう。そして、李學勤・李零兩氏が言うように先秦の陰陽五行説、言い換えれば古代の「分類」觀を探るに當たって、出土術數文獻は重要な資料であり、中でも特に『筮法』は數字（數字卦）による「分類」が見えるという点で、数少ない戰國時代の「分類」觀の實態を如實に示す貴重な資料なのである。そこで本稿は、『筮法』において事物がどのように分類されているのかを確認し、その上で、かかる「分類」がどのように活用されているのかを、つま

り『筮法』の占術としての構造を、明らかにすることを目的としたい。なお本稿では、世界の事物を幾つかに分類し、その相互の關係性を論じる考え方を「▲元論」と呼ぶ。例を擧げて説明を施すならば、血液型相性占いは「四元論」となる。すなわち、血液型相性占いでは、①血液型をA・B・O・ABに分類する（これだけではただの分類で四元論ではなく、占いにならない）。②人間の性格を四つの型に分類する。③分類されたそれぞれのある血液型とある性格とがそれぞれ相關すると想定する。④その上で、ある血液型のある性格の人間と、ある血液型のある性格の人間との關係性を考える。このように考えることではじめて相性占いが可能となるのである。つまりこれが血液型と人格の四元論およびこれを活用した血液型相性占いとなるのである。¹⁰⁾

一 清華大學藏戰國竹簡の概要

二〇〇八年七月、中國の清華大學は、盜掘され香港の骨董市場に流出した戰國時代の竹簡群を入手した。竹簡（有字簡）の枚数は、斷簡を含めて約二五〇〇枚。年代については、竹簡の形狀と文字の特徴から、戰國中晚期と推測されており、また、北京大學加速器質譜實驗室・第四紀年代測定實驗室によって行われたAMS炭素一四年代測定に據れば、紀元前三〇五±三〇年であるという。竹簡の内容は多岐に涉るが、基本的に典籍の類であって、遺策などの記録文書の類や曆譜は確認できない。四部分類で言えば「經」「史」に相當する書籍が大部分を占める。¹¹⁾

二 清華大學藏戰國竹簡『筮法』の概要

『筮法』は清華大學出土文獻研究與保護中心編・李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡（肆）』（中西書局、二〇一三年）に収録。整理および釋文・注釋の擔當者は李學勤氏。全六三簡。簡の長さは三五釐。保存状態が良く、缺損はない。清華大學が入手した時点で、前半部分は既に散亂していたが、後半部分は出土時の状態であろう簡冊（巻物）の状態を保持していた。竹簡正面の下端に排列の順序を示す漢數字による番號が振られているため、竹簡の綴合に問題はないとされる。

『筮法』中には八卦の卦名が多く登場する。その名稱は、乾（乾）・兌（離）・巽（震）・巽（巽）・勞（坎）・艮（艮）・坤（坤）となっており、今本『周易』に同じか近いものである。¹²『筮法』においては、八卦の卦名は三爻から成る卦畫に附けられた名稱として登場する。『筮法』中には、六爻から成る卦畫の卦名つまり六十四卦の卦名は登場しない。また卦爻辭（『周易』經文）や『易』傳も見えない。後述するようにその占法も『周易』とは全く異なる。¹³

卦畫（以下、本稿では「卦畫」とは三爻から成る卦畫のことを指す）はいわゆる「數字卦」であり、その爻は三つの數字（これを「數字爻」と呼ぶ）から成る。數字爻に使われる數字は、「一」（七）・「へ」（六）・「ㄩ」（九）・「ハ」（八）・「×」（五）・「D」（四）の六種である。なお「一」が「一」ではなく「七」であることについては、『筮法』第二十八節「地支與爻」において、十二支と數字の配當の掲載部分における數字の並び方が次のようになっており、

子午	九
丑未	八
寅申	一（七）
卯酉（酉）	へ（六）
辰（辰）	×（五）
巳亥	四

この配當と同様のものが『太玄』數篇、

子午之數九、丑未八、寅申七、卯酉六、辰戌五、巳亥四。
および放馬灘秦簡『日書』乙種、

子九水、丑八金、寅七火、卯六木、辰五水、巳四金、午九火、未八木、申七水、酉六金、戌五火、亥四木。（簡一八〇貳乙一九一貳）

に見えるため、「一」は「一」ではなく「七」であることが判明している。¹⁴

『筮法』は整理者によって全三〇節から成るとされ、大きくは筮占の基礎知識および理論の部分と具體的な占例の部分に二分される。次の通り。

基礎知識・理論部分…「四位表」「卦位圖、人身圖」「天干與卦」「地支與卦」「地支與爻」「爻象」

占例部分…「死生」「得」「享」「支（變）」「至」「娶妻」「饑」「見」「咎」「瘳」「雨旱」「男女」「行」「貞丈夫女子」「小得」「戰」「成」「志事」「志事軍旅」「四季吉凶」「乾坤運轉」「果」「祟」「十七命」

三 『筮法』の占い方

『筮法』には多数の占例が掲載される一方、その具体的な占い方についての解説は掲載されない。『筮法』本文の末尾（第三十節「十七命」）に、

呂（凡）是、各壹（當）元（其）卦（卦）、乃力（協）占之（占之、占之 必力（協）、卦（卦）乃不忒（忒）。

凡そ是れ、各々其の卦に當れば、乃ち協せて之を占ひ、之を占ふに必ず協せば、卦は乃ち忒はず。

とあり、これは吉凶禍福等を占断するには複数の卦畫を合わせて判断せよということを示すものと思われる。かかる記述は占例部分から推測される占い方と符合する。

占例部分においては、基本的に四つの卦畫から占断を導く。その方法は『筮法』中に幾つか見えるが、ここではその主たる四つの方法を紹介しておきたい。

①八卦分析法。偶數爻を陰爻、奇數爻を陽爻とし、一二個の爻によって卦畫を四つ求め、かかる四つの卦畫の卦象が如何なる關係にあるのかを参考にして、そこから占断を導く。第二節「得」を例に説明すれば、

へへへへへへ [☷] 坤 離 母 中女
へ一一一一一 [☰] 兌 乾 少女 父
參女同男、乃得（得）。

參女の、男に同じくすれば、乃ち得。

とあるがここでの卦畫は右上の☷（坤）、右下の☱（離）、左上の☳（兌）、左下の☴（乾）の四つから成り、『周易』説卦傳第十章において坤は母、離は中女、兌は少女、乾は父が卦象だとされている。つまりかかる坤・離・兌・乾から成る四つの卦畫は、三人の女性と一人の男性が一緒に居ることを意味するので「參女同男」となる。占断は、例えば遺失物などを占った場合、それは得られるといった内容であろう。

なお『筮法』中に、『周易』説卦傳第十章に見える八卦と人間（親族名稱）の配當について明示的に掲載する文章は見えないが、かかる配當を前提として考えると考えられる占例がこのほかにも多数見られる。このことから、かかる配當は『筮法』以前から存在し、既に定着していたものと推測される。『筮法』の占例の大部分はこのような八卦分析法が用いられる。

②惡爻による判断。『筮法』においては主として「一」（七）と「へ」（六）が用いられる。「×」（五）・「ㄣ」（九）・「D」（四）・「ハ」（八）が占例部分に見えたとしても、基本的には「一」（七）と「×」（五）・「ㄣ」（九）は同じ陽爻として、「へ」（六）と「D」（四）・「ハ」（八）は同じ陰爻として扱う。しかし、幾つかの節中の占例においては、八卦分析法を基礎としつつも、その上で「×」（五）・「ㄣ」（九）・「D」（四）・「ハ」（八）を「惡爻」と見做し、これらが出現した場合に、特殊な處理を行う方法が見える。例えば、第一節「死生」には次のようにある。

へへへへへへ [☷] 震 坎 吉吉
へへへへへへ [☱] 坎 兌 吉兌

參吉同兇、亞(惡)肴(爻)尻(居)之、今旻(焉)死。

參吉の、兇に同じくし、惡爻、之に居れば、今焉ち死す。

この「吉」「兇」は(占斷の辭ではなく)卦象であり、どの卦が「吉」でどの卦が「兇」なのかは第二十一節「四季吉凶」の記述に基づく。

この「參吉同兇」は前例と同じ八卦分析法であるが、そこに「惡爻」(ここでは「X」(五)と「Y」(九))が出現した場合に占斷が異なってくる場合があるのである。

③數字爻の數字の順番から判斷する。第十六節「戰」に次のよう
あり、

D X < 一ハ>

D X < 一ハ>

呂(凡)是(正)征、内戰(勝)外。

凡そ征くに、内、外に勝つ。

Y ハ一 < X D

Y ハ一 < X D

呂(凡)是(正)征、外戰(勝)内。

凡そ征くに、外、内に勝つ。

一例目は下から九・八・七・六・五・四と數字が減っていき、二例目は下から四・五・六・七・八・九と數字が増えていく。ここでは八卦や八卦の象は關係なく、八卦分析法を用いずに、數字爻のみに着目して、數字爻の數字の増減で戰爭の勝敗を占っているようである。次も八卦分
析法を用いない例である。

④日にちの干支とその卦畫の一致から判斷する。第十八節「志事」

に次のようにある。

呂(凡)筮(筮)志事、而見豈(當)日奴(如)豈(當)唇(辰)、乃曰迷(速)、疾亦然。五日爲壘(來)、乃中昇(期)。

凡そ志事を筮して、當日如しくは當辰を見れば、乃ち曰く「速やかなり」と。疾も亦た然り。五日なれば「來る」と爲す。乃ち中ること期なり。

「當日」は占う日の十干に配當される卦畫を指し、「當辰」は占う日の十二支に配當される卦畫を指す。その配當は、第二十五節「天干與卦」・第二十七節「地支與卦」に記載されている(後述)。四つの卦畫を求めてその中に、占った日の十干もしくは十二支と一致する卦畫が出現した場合、願い事は速やかに叶う、病に罹っていた場合は速やかに恢復する。占った日から五日以内の日にちの十干もしくは十二支と一致する卦畫が出現した場合も、速やかではないにしろ同様に應驗がある。

四 『筮法』に見える分類

『筮法』の特徴として、二元論・四元論・八元論・十元論・十二元論が見えること、およびこれらを組み合わせ占いが行われる點が擧げられる。『周易』卦爻辭にはこのような事物の分類・配當は全く見えない。以下、二元論から順に例文を擧げて説明を行う。

○二元論

・「妻夫」

一一一八八八〔三三〕 乾坤 父母」

へへへへへへ [☷] 坤 巽 母長女

妻夫同人、乃導(得)。

妻夫の、人と同じくすれば、乃ち得。(第二節「得」)

この「妻夫」とは、乾卦の象である父と坤卦の象である母とが夫婦となつてゐることを指す。

一へへへへ [☰] 艮 乾 少男父

へへへへへへ [☳] 兌 震 少女長男

呂(凡) 離、參男同女(女、女) 才(在) 啓(夤) 上、妻夫相見 離。

凡そ離するに、參男の、女と同じくして、女、夤上に在りて、妻夫相ひ見ゆれば、離す。(第七節「離」)

「夤」は易卦の上體を指す(『説文』卷三下「夤、易卦之上體也」)。「女在夤上、妻夫相見」とはつまり、左上の兌卦の象の少女が右上の艮卦の象である少男と夫婦となつてゐることを意味する。

・「左右」

一へへへへ [☰] 離 艮 左左

一一へへへ [☱] 巽 坤 左右

參右(左) 同各(右)、乃導(得)。

參左の、右と同じくすれば、乃ち得。(第二節「得」)

へへへへへ [☷] 坤 兌 右右

へへへへへ [☳] 兌 離 右左

參各(右) 同右(左)、乃導(得)。

參右の、左と同じくすれば、乃ち得。(第二節「得」)

第二十四節「卦位圖、人身圖」中の「卦位圖」(後述)に基づいて八卦を左右に二分している。圖1を参照。

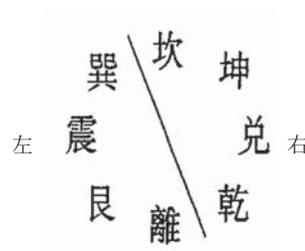


圖1 八卦における左右 (『清華大學藏戰國竹簡(肆)』82頁)

・「牝牡」

へへへへへ [☷] 坤 坤

へへへへへ [☱] 坤 巽

呂(凡) 亨(享)、月朝屯(純) 牝、乃郷(饗)。

凡そ享するに、月朝に純牝なれば、乃ち饗く。(第三節「享」)

一一へへへ [☳] 乾 乾

一一へへへ [☰] 乾 艮

月夕屯(純) 戊(牡)、乃亦郷(饗)。

月夕に純牡なれば、乃ち亦た饗く。(第三節「享」)

六爻が全て陰爻もしくは陽爻の状態つまりいわゆる純陰卦・純陽卦の状態を「純牝」「純牡」と呼んでゐることがわかる。

・「男女」

第一節「死生」・第六節「娶妻」・第七節「饑」第八節「見」・第十二節「男女」に見える。例文は既に第三節①において紹介しているため省略する。

・「陰陽」

へ一一一一一「兌乾 陽」
 へへへへ一一「離坤 陰」

爻（作）於陽、内（入）於陰（陰）、亦導（得）、元（其）律（失）十三。²⁵

陽より作り、陰に入れば、亦た得。其れ失ふは十三。（第二節「得」乾卦を「陽」、坤卦を「陰」とし、その動き（「作」「入」）によって得失を占う内容のようである。

・「昭穆」

一へへ一一一「艮乾 少男父」
 一へ一へへへ「離坤 中女母」
 呂（凡）見大人、召（昭）穆、見。

凡そ大人に見ゆるに、昭穆なれば、見ゆ。（第八節「見」）

「昭穆」は、第八節「見」・第九節「咎」・第二十三節「果」に見える。²⁶「昭穆」は宗廟の排列に關する順序の禮制を意味し、傳世文獻では禮關聯の文脈においてしか登場しない。「昭穆」を二元論として占いに用いることは『筮法』にのみ記載があることになる。²⁷『説文』卷八上に「召、廟召穆。父爲召、南面。子爲穆、北面」とあり、要するに親世代が「昭」、子の世代が「穆」である。²⁸ここでは右上の少男（艮）

と左上の中女（離）が子世代つまり穆であり、右下の父（乾）と左下の母（坤）が親世代つまり昭に當たり、卦畫の上部と下部で世代が異なる状態を昭穆と呼んでいるものと考えられる。

以上の占例の文面から、『筮法』は、單に事物をA類・B類の二つに分類しているのではなく、例えば、乾卦に「夫」「牡」「陽」、坤卦に「妻」「牝」「陰」等種々の事物を配當していることからわかるように、事物をA類かB類かに二分類し、かつその分類された事物間に共通性を見出して占いに應用している。²⁹よってこれを二元論と呼んで問題なからう。『中國思想文化事典』の陰陽五行の説明を應用して云えば、「A類かB類に分類された事物はそれぞれその屬性を兼有しよう」「事物をA類かB類かで分類し、分類された個々の事物をどちらかの屬性に當てはめて解釋し、また事物間の關係を援用して解釋している」と云えよう。そして、重要な點としては、秦代の『日書』がそうであったように、戰國時代の『筮法』においても「陰」「陽」はこの二元論「A」「B」の代表的呼稱とはされていない。

○四元論

・「木火金水」「四季」「四色」「四方」「四正卦」

東方也、木也、青色。南方也、火也、赤色也。西方也、金也、白色。北方也、水也、黒色也。

東方なり、木なり、青色。南方なり、火なり、赤色なり。西方なり、金なり、白色。北方なり、水なり、黒色なり。（第二十四節「卦位圖、人身圖」）

第二十四節「卦位圖、人身圖」(圖2)の上下左右の四方にこの文面が記載されている。木火金水と四方(東南西北)・四色(青赤白黒)の配當である。またこの卦位圖(上が南)と上記の文面から、四正卦である公震・公勞(坎)・公兌・公羅(離)にそれぞれ東・南・西・北が配當されていることがわかる。また「卦位圖、人身圖」の右上・右下・左上・左下の四隅には次の文面が記載されている。

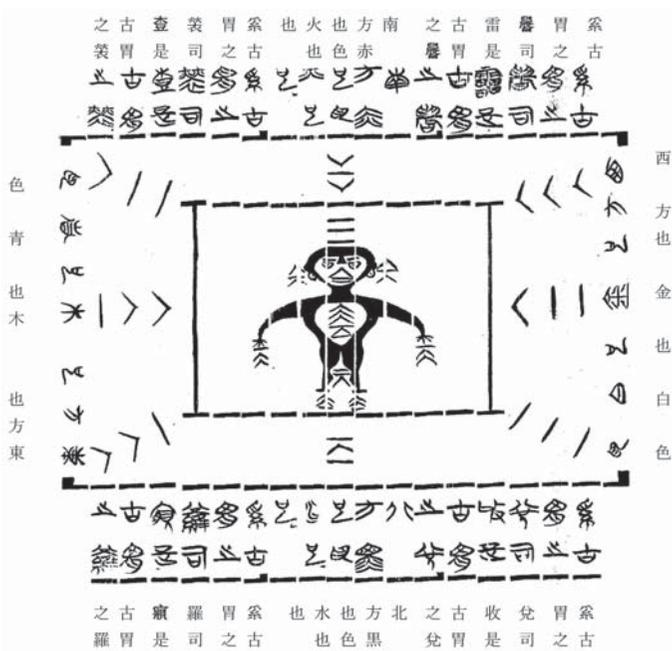


圖2 卦位圖、人身圖

(中心部分四角形内の圖が人身圖、その外周に配置される八卦が卦位圖。『清華大學藏戰國竹簡(肆)』附二「《筮法》摹寫圖」を基に作成)

系(奚)古(故)胃(謂)之馨(震)。司雷。是古(故)胃(謂)之馨(震)。

系(奚)古(故)胃(謂)之斃(勞)。司壺(樹)。是古(故)胃(謂)之斃(勞)。

系(奚)古(故)胃(謂)之兌。司收。是古(故)胃(謂)之兌。

(謂)之羅(離)。

奚の故に之を震と謂ふ。雷を司ればなり。是の故に之を震と謂ふ。

奚の故に之を勞と謂ふ。樹を司ればなり。是の故に之を勞と謂ふ。

奚の故に之を兌と謂ふ。收むるを司ればなり。是の故に之を兌と謂ふ。

奚の故に之を羅(離)と謂ふ。藏するを司ればなり。是の故に之を羅(離)と謂ふ。

この文面については李學勤注釋に「四卦所司雷、樹、收、藏、與常見の春生、夏長、秋收、冬藏³⁰含意相似。勞(坎)卦屬火在南方、而離卦屬水在北方、與《說卦》第五章相悖」と云う。ここから震卦に春および雷、勞(坎)卦に夏および樹、兌卦に秋および收、羅(離)卦に冬および藏を配當していることがわかる(『周易』說卦傳第五章との配當の違いについては後述)。

要するに、第二十四節「卦位圖、人身圖」からは四正卦である震・勞(坎)・兌・羅(離)に「木火金水」「四季」「四色」「四方」といった事物を配當していることがわかる。かかる四元論を應用した占例については後述する。

○二元論と四元論

第二十九節「爻象」は、數字爻とそれが象徴する事物（爻象）の配當を掲載する。上述したように『筮法』中に數字爻は「九」「八」「七」「六」「五」「四」の六種類が見えるのだが、該節中に掲載される爻象は「八」「五」「九」「四」の四種類のみであって「六」「七」は見えない次の通り。

呂（凡）肴（爻）象、八爲風、爲水、爲言、爲非（飛）鳥、爲腫（腫）脹、爲魚、爲權（權）（徇）（筭）、才（在）上爲飢（汎）、下爲汰（汰）。

×（五）象爲天、爲日、爲貴人、爲兵、爲血、爲車、爲方、爲息（憂）・懸（懼）、爲諛（悞）。

九象爲大獸（獸）、爲木、爲備戒、爲百（首）、爲足、爲它（蛇）、爲它_荷、爲凸（曲）、爲環（玦）、爲弓・琥・珙（璜）。

四之象爲墜（地）、爲匱（圓）、爲豆（鼓）、爲耳（珥）、爲環、爲腫（腫）、爲霽（雪）、爲零（露）、爲寬（霰）。

凡そ爻象は、八を風と爲し、水と爲し、言と爲し、飛鳥と爲し、腫脹と爲し、魚と爲し、罐筭と爲し、上に在りては汎と爲し、下は汰と爲す。

五の象を天と爲し、日と爲し、貴人と爲し、兵と爲し、血と爲し、車と爲し、方と爲し、憂・懼と爲し、悞と爲す。

九の象を大獸と爲し、木と爲し、備戒と爲し、首と爲し、足と爲し、蛇と爲し、曲と爲し、玦と爲し、弓・琥・璜と爲す。

四の象を地と爲し、圓と爲し、鼓と爲し、珥と爲し、環と爲し、

腫と爲し、雪と爲し、露と爲し、霰と爲す。

該節に見える爻象の數字が四種類であることは、『筮法』の數字爻が六種であってもそれが六元論ではないことを意味している。『筮法』占例部分において主として「六」「七」の爻が用いられ、また第二十四節「卦位圖、人身圖」や第二十五節「天干與卦」（後述）において、八卦の爻を表示するのに「六」「七」のみが用いられることから考えるに、數字を偶數（陰數）と奇數（陽數）に二分類にした場合、その代表はそれぞれ「六」「七」だと見做されているようである。だから、該節に明言されていないものの、「六」と「七」にその他の數字が配屬されるという構造を想定すべきであろう。なぜなら、かかる構造、これはつまりは「六」「七」に代表される）二元論と「九」「五」「八」「四」に代表される）四元論の組み合わさった構造になるが、これを想定してはじめて該節に見える爻象の數字が四種類しかない、「六」「七」に爻象が記載されていないことの理由が説明できるからである。かかる構造を圖示すれば次の通り（圖3）。要するに九と五の爻象は七の爻象でもあり、兩者を含めて奇數の爻象であり、八と四の爻象は六の爻象でもあり、兩者を含めて偶數の爻象である、と想定すべきだと考えるのである。

各數字に配當される事物がどのような基準で選ばれているのかはよくわからない（この點で『周易』説卦傳第十一章の八卦の象に類似している）。「九」に「木」が配當され、「八」に「水」が配當されていることから、「五」と「四」にもそれぞれ「火」か「金」かが配當されていたが、脱落してしまったのではなからうか（ただし、かかる推

定による配當の場合、第一章で紹介した放馬灘秦簡『日書』や『太玄』に見える五行と數字の配當とは相當に異なるものとなる。

以上から、爻象の事物自體を使った占例は『筮法』中には見えないため断言はできないのではあるが、第二十九節「爻象」は、上述の二元論・四元論の事物を組み合わせた筮占を行うための用意であったと想像される。

○八元論
・「八卦」と「八方」

第二十四節「卦位圖、人身圖」（圖2）の「卦位圖」は、八卦を八方位に配當する圖である。八方位に卦畫が描かれる。方位の配當は、北に☰離（離）、東北に☱艮、東に☳震、東南に☴巽、南に☵勞（坎）、西南に☷坤、西に☶兌、西北に☰乾となつてゐる。これは『周易』説

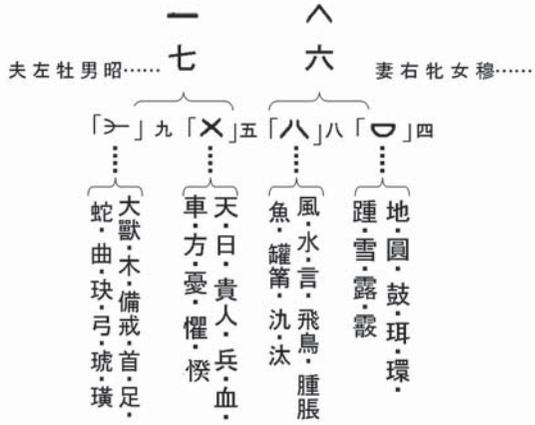


圖3 數字爻と爻象

卦傳に據る八卦の方位（後世にいわゆる後天圖）と、離と坎の南北が逆であることを除いて一致している。かかる配當は、『筮法』各節との關係（第十一節「雨旱」（後述）や「卦位圖、人身圖」の四隅の文章に見える配當は卦位圖と同じく離と坎の配當が説卦傳と逆になっている）および『筮法』において坎卦・離卦を示す「勞（勞）」「羅」字が象徴する意味から考えて、誤寫の類ではないとされる³³⁾。

第二十四節「卦位圖、人身圖」（圖2）の「人身圖」は、人體の各部位に卦畫を配當する圖。その配當は、頭に☰乾、腹に☷坤、足に☳震、股に☴巽、手に☱艮、口に☶兌、下腹部（つまり坤の下）に☰離（離）となつており、説卦傳の配當と同じである³⁴⁾。

第三節①において述べたように八卦分析法を用いる占例においては、『周易』説卦傳第十章に見える配當を用いて筮占が行われる例が多數見られる。以下の八つの親族名稱を各卦に配當する。その配當は、父に乾、母に坤、長男に震、長女に巽、中男に坎、中女に離、少男に艮、少女に兌、となる。

以上が、八卦に方位・人體（部位）・人間（親族名稱）を配當する八元論である。なお、『筮法』占例部分において人體部位を直接に用いた占例は見えず、方位を用いる占例は第二節「得」の「左右」の一例のみであるが、『筮法』に「卦位圖、人身圖」が掲載されているのは、方位・人體を八卦の象として用いた筮占を行うための用意であったと想像される。

○二元論と八元論

二元論として例示した「男女」「妻夫」の占例は、『周易』説卦傳第十章に見える八卦と親族名稱の配當に依據しつつ、それを更に二分するものである。すなわち父（乾）・長男（震）・中男（坎）・少男（艮）という「男（夫）」グループと母（坤）・長女（巽）・中女（離）・少女（兌）という「女（妻）」グループに二分される。

二元論として例示した「昭穆」の占例も同様に『周易』説卦傳第十章に見える八卦と親族名稱の配當に依據しつつ、それを更に二分する。すなわち父（乾）・母（坤）という「昭」グループと長男（震）・中男（坎）・少男（艮）・長女（巽）・中女（離）・少女（兌）という「穆」グループに二分される。

二元論として例示した「左右」の占例は、第二十四節「卦位圖、人身圖」の八卦と方位の配當に依據しつつ、それを更に二分する。すなわち坎・坤・兌・乾という「右」グループと巽・震・艮・離という「左」グループに二分される。

これらの例は、八卦による八元論と二元論を組み合わせた筮占になっていると言える。

○四元論と八元論

第十一節「雨旱」は「木火金水」の四元論が見える唯一の占例である。

△一一一△△△ 兌 艮 金 水
 一一△△△△△△△ 巽 坎 木 火

金木相見才（在）上、陰（陰）。水火相見才（在）下、風。
 金木、相ひ見ゆること上に在れば、陰。水火、相ひ見ゆること下に在れば、風ふく。

第二十四節「卦位圖、人身圖」では「木火金水」と四正卦（震・勞（坎）・兌・羅（離））が配當されていたが、ここでは八卦が配當されているようである。というのは、兌と金、坎と火の配當については「卦位圖、人身圖」に記載が見えるが、艮と巽とは四正卦でないため該圖に直接にその配當は記載されていない。これについて李學勤注釋は『卦位圖』、本卦例上方兌在西方、屬金、巽在東南、屬木、是「金木相見在上」卦象；下方艮在東北、屬水、坎在南方、屬火、是「水火相見在下」卦象」と云い、子居氏は『卦位圖』裡的五行與八卦的對應關係、明顯只是依順時針以正卦的下一卦隅卦配屬於該正卦方位所對應的五行」と考える。つまり震卦および巽卦に木を、勞（坎）卦および坤卦に火を、兌卦および乾卦に金を、羅（離）卦および艮卦に水を配當していることになる。

八卦に「木火金水」が配當されているということは、直接の記載がないもの、おそらく八卦と「四季」「四色」「四方」の配當も想定されていると考えられる。またここから、「卦位圖、人身圖」は、八卦による八元論とわかる四元論を組み合わせた筮占を行うための用意でもあったことがわかる。

○十元論
 ・「十干」

三 軌(乾) 甲壬
 兌 與(坤) 乙癸
 艮 丙
 兌 丁
 巽 勞(勞) 戊
 離 己
 震 庚
 巽 辛

(第二十五節「天干與卦」)

第二十五節「天干與卦」に八卦と十干を結び附ける配當表が見え、第三節④において述べたように、この配當を用いた筮占が占例部分に記載されている。³⁶⁾

○十二元論
 ・「十二支」³⁷⁾

子午 巽(震)
 丑未 巽
 寅申 勞(勞)
 卯酉(酉) 羅(離)
 辰(辰) 戌 艮
 巳亥 兌

(第二十七節「地支與卦」)

第二十七節「地支與卦」に八卦と十二支を結び附ける配當表が見え、第三節④において述べたように、この配當を用いた筮占が占例部分に記載されている。

十干・十二支に八卦が配當されていることで、六十干支日の十干・十二支と八卦とを關聯づけた占いが可能になっている。占例部分に「壹(當) 日」「壹(當) 辰(辰)」「述(遂) 日」「五日」といった日にちと關聯させた筮占が見えることがその證據である。³⁸⁾

五 『筮法』における多重構造

以上、『筮法』中に二元論・四元論・八元論・十元論・十二元論の分類が見えることを確認した。

『筮法』の占例部分から判斷されるように、『筮法』の占法は基本的には八卦分析法、つまり説卦傳的發想による八卦に八卦の象を配當するシステムが用いられている。しかし説卦傳と『筮法』とが異なるのは、説卦傳³⁹⁾は、八卦にあらゆる事物を配當する八元論だけの世界觀であるが、『筮法』では、世界の事物を八分類する八元論だけが用いられているのではなく、八卦による八元論を中心として、そこに、十二元論(十二支)、十元論(十干)、四元論(木火金水・四正卦・四季・四色・四方・交象)、二元論(數字爻の奇偶・妻夫・左右・牝牡・男女・昭穆・陰陽)を組み合わせた多重的な構造になっている點である。

では、なぜ『筮法』はこのような多重構造になっているのであろうか。説卦傳的發想による八元論について言えば、説卦傳と一致する八卦の象を用いた占筮は、『左傳』に既に多く見える(圖4を参照)。一例を挙げれば、『左傳』莊公二十二年に、陳侯が陳敬仲の子孫が榮えるか否かを筮して「遇觀[䷓]之否[䷋]」の卦を得、これを解釋して「庭

乾 ☰	坤 ☷	震 ☳	巽 ☴	坎 ☵	離 ☲	艮 ☶	兌 ☱
天	地	雷	風	水	火	山	沢
父	母	長男	長女	中男	中女	少男	少女
健	順	動	入	入	離	止	觀
馬	牛	龍	龍	豚	雉	狗	羊
首	腹	足	股	耳	目	手	口
西北	西南	東	東南	北	南	東北	西
敬	役	出	齊	勞	見	成言	觀言
君	(象)	(七)	(龍)	(龍)	(龍)	(龍)	(龍)
玉	布、袋、大興	大鏡、篋竹	多白眼	加愛	加愛	小路、門賊	反折……
金	吝	決	多白眼	日	日		
(卷)	吝	決	多白眼	日	日		
良馬	良馬	善鳴馬	善鳴馬	善鳴馬	善鳴馬	善鳴馬	善鳴馬
門、木果……	文、均……	支黃……	近利市三倍……	血、堅多心……	血、堅多心……	血、堅多心……	血、堅多心……

圖4 說卦傳の卦象
(點を附したの『左傳』に見えるもの。
本田濟『易學』66頁を基に改め補った)

實旅百、奉之以玉帛、天地之美具焉」と述べているが、ここは孔穎達疏に「『易』說卦……乾爲金玉、坤爲布帛」と云うように、記載の八卦の象に基づいて、觀卦および否卦の下卦である坤の象、否卦の上卦である乾の象を占筮に用いていることがわかる。このような說卦傳的發想による八元論は『筮法』に先立って占いの理論として既に確立していたものだと考えられる⁽⁴⁶⁾。

二元論についてもまた、『左傳』昭公二十一年に、梓慎が(春分・秋分・夏至・冬至以外の月の場合)日食があると災いが起こる理由を説明して「日有食之……其他月則爲災、陽不克也、故常爲水」と云い、杜預注は「陰侵陽、是陽不勝陰」と説明する。これは月と太陽とを陰と陽とに配當し、太陽が月によって覆われた状態を、陽が陰に克てない状態だと見做したもの。このような陰陽二元論もまた『筮法』に先立って占いの理論として既に確立していた⁽⁴⁷⁾。

四元論・十元論・十二元論については、『左傳』の占術記事のような、『筮法』に遡り得る内容を有する文獻に確實な記述は見附けられないものの、甲骨文や新出土資料を用いた諸研究から、四元論⁽⁴⁸⁾・十元論⁽⁴⁹⁾・十二元論⁽⁵⁰⁾についても相當に古い時代まで遡る可能性が高く、『筮法』に先立って、獨立した占いの理論として存在していたと思われる。ここから『筮法』は別個に存在していたこれら既存の占いの理論を組み合わせて創作された新しい占術であることがわかる。

このような新しい占術を創作しなければならなかった動機を想像するに、おそらく、文明の進展に伴って、またあるいは戰國時代という動亂の時代に到っては、ある意味單純な個別の配當でしかない理論による占いでは、複雑な事象や突發的な現象に對應しきれなくなった結果、それらに對應可能な新しい總合的な占いを、當時の人々が求めたからではなからうか。その中には既存の占いの理論を複合せせることで作り出されたものもあった。そのひとつが『筮法』だったのである。以上は臆測ではないが、戰國秦漢時代に占術が新たに數多く創案されたであろうことは、この時代の出土資料に大量かつ多種多様な術數(占術)文獻を確認できることがその傍證となる。筮占に限っても、『筮法』のほかにも、例えば北京大學藏秦簡『禹九策』⁽⁵¹⁾・北京大學藏漢簡『荊決』⁽⁵²⁾が発見されており、この三種はそれぞれ占法を異にする筮占であり、當時に『周易』以外の筮占が幾つも存在していたことを物語る。

むすび

『筮法』は 四つの卦畫（三爻から成る卦畫つまり八卦）の卦象と卦象間の関係性から吉凶を占う。この点において先行研究では、『筮法』は説卦傳の占法に類似すると考えられていた。⁵⁰⁾しかし、『筮法』は、説卦傳のような、世界の事物を八卦に配當し、八分類する考え方（八元論）のみから成るのではなく、八卦による八元論に、別の占い理論として當時存在していた二元論・四元論・十元論・十二元論を組み合わせた多重構造になっているのである。以上が本稿での考察によって明らかになった『筮法』の占術としての構造である。

さて、このように複数の占い理論を組み合わせることができたのは、「▲元論」という事物を數種類に分類するという考え方は、つまりは事物を數字に置き換えて考えていることにほかならず、數字に變換された事物同士であれば、本來別個に用いられていた占い理論であっても容易に組み合わせることができたからである。「はじめ」に引用したように、李零氏は、式法や日者の術において、數字が時間と空間とを對應・轉換させるための媒介となり、かつ占術と別の占術との間を繋ぎ、相互に連結させる架け橋になったと考え、これを占術の「數字化」と呼んだが、このことが戰國時代の筮占の書である『筮法』にも當てはまるのが本稿によって明らかになった。「數字化」による占術は、式法や日者の術（『日書』）といった主として秦漢時代に流行した占術よりも更に遡ることが確實になったと言えよう。また『筮法』が數字卦による筮占であることは、かかる特徴が殷周時代の

甲骨や青銅器・陶器に記された數字卦にまで遡る可能性がある。

實は、李零氏は數字卦と「數字化」との関係についても既に示唆している。次の通り。

筮占は、龜卜に遅れるが、考古學の成果によって、殷代にまで遡ることが可能である。最初は「十位數字卦」……が用いられたが、後にはこれを發展させた「兩位數字卦」……が用いられた。……儒者によって傳授された易學著作が『易』傳であるが、それは陰陽を推して天道を言うもので（『莊子』天下篇に「易以道陰陽」とある）、古代の筮占を哲學にまで高めたのであるが、主として『周易』の卦數の二元化という性質を利用したものであったことは周知の通りである。しかしながら、「十位數字卦」は、これを二分すれば五となるが、五つの數字の組み合わせの算法によって構成されていたのであろうか。またそこに既に五行の萌芽が含まれていたのであろうか。この点については更なる研究が必要である。⁵²⁾

李零氏は「十位數字卦」、つまり數字卦が一から十までの十個の數字爻から成ると考えているが、實際には殷周時代の甲骨や青銅器・陶器に記された數字卦は「十」「九」「八」「七」「六」「五」「一」の數字爻から成り、「四」「三」「二」を缺くため「十位」とは言えない。⁵³⁾『筮法』もまた「九」「八」「七」「六」「五」「四」の數字爻から成り、「十」「三」「二」「一」の數字爻を缺くため「十位」とは言えない。よって、かかる數字卦から陰陽説と五行説が直接に發生するという李零氏の推論をそのまま受け入れることはできない。ただ、『筮法』中に二元論が見えることから、數字卦における數字の奇偶を主とする二元論が、後の

諸子百家による哲學的な、特に『易』傳に見える陰陽説に繋がって行く可能性は十分に考えられる(ただし本稿での推論は、二元論自體は『筮法』より古く、『筮法』は既存の二元論を受容したと考えるため、『筮法』が直接に陰陽説の起源となったとは考えない)。一方、五元論(五行説)は『筮法』中には確認できなかった⁽⁵⁴⁾。この点からも現状においては李零氏の推論を實證するのは難しい。しかしながら、數字卦を用いた筮占である『筮法』に複數の「分類」が見て取れることは、「分類」の一種である五行説もまた數字卦による筮占などの「數字化」による占術と何らかの關係にあつたことが豫想されるのである。この點から李零氏の「陰陽五行説とは占術の方法の數字化に由來する」という假説自體は否定されるべきではない。むしろ『筮法』の出現によってその可能性は高まったと見做すべきであろう。

注

- (1) 劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』(文津出版社、一九九四年)の李學勤序。
- (2) 數術と術數は同義。このことおよび出土術數文獻の概況については大野裕司『戰國秦漢出土術數文獻の基礎的研究』(北海道大學出版會、二〇一四年)を参照。
- (3) 以下、睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)に據る。
- (4) 以下、張德芳主編・孫占宇著『天水放馬灘秦簡集釋』(甘肅文化出版社、二〇一三年)に據る。
- (5) 以下、()は異體字・假借字・重文の読み替えを示す。〈 〉は錯字の訂正を示す。【 】は脱字を補った箇所。衍字は割注で「衍」と示す。重文符號は「≡」で示す。「」は筆者による補足説明部分。
- (6) 李零氏の言う式法とは「式」(式盤)を用いた占術のことを指す。日者の術とは『日書』等に掲載される擇日術のことであり、李零氏は擇日を式法の派生だと考える。詳しくは李零「式與中國古代的宇宙模式」(同氏著『中

國方術正考』所收、中華書局、二〇〇六年)を参照。
 (7) 李零『從占卜方法的數字化看陰陽五行説的起源』(同氏著『中國方術續考』所收、中華書局、二〇〇六年)。

(8) 『筮法』發見以前の數字卦に關する諸學説は、今後『筮法』によって全面的に改められる必要がある。この問題については、末永高康「清華簡『筮法』について」(『書法漢學研究』第一五號、二〇一四年)を参照されたい。『筮法』發見以前における數字卦に關する先行研究を纏めたものとしては、近藤浩之「馬王堆帛書『周易』研究概説上」(『中國哲學研究』第八號、一九九四年)第三章「青銅器・陶片・甲骨上の數字卦との關係」、濮茅左「楚竹書『周易』研究」(上海古籍出版社、二〇〇六年)第三章「考古易的發現」、李零前掲『中國方術正考』第四章「早期卜筮的新發現」、鄒尚白「葛陵楚簡研究」(國立臺灣大學出版中心、二〇〇九年)第三章第四節「筮占與卦畫」、宋華強「新蔡葛陵楚簡初探」(武漢大學出版、二〇一〇年)第四章第四節「楚簡數字卦問題的再檢討」がある。

(9) 林克「陰陽・五行」(溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中國思想文化事典』所收、東京大學出版會、二〇〇一年。傍點は引用者による。また、山田慶兒「空間・分類・カテゴリー 科學的思考の原初的、基礎的な形態」(同氏著『混沌の海へ』)所收、筑摩書房、一九七五年)に「陰陽と五行は事物を分類する原理であるとともに、事物と事物を關係づける思考のカテゴリーである」と云う。

(10) なお以上の考え方に従うならば、胡厚宣「論殷代五方觀念及中國稱謂之起源」(同氏著『甲骨學商史論叢初集』)所收、成都齊魯大學國學研究所、一九四四年)は甲骨文中に「帝五臣」と「五方」(實際には中央と四方)が見えることから、五行の觀念が殷代に遡ることを主張するが、實際には甲骨文中に「帝五臣」と「五方」と何ら關係があることが示されていないため、これを五元論つまり五行と見做すことはできない。同様に『左傳』襄公二十七の「五材」のような記述も五元論と見做すことはできない。

(11) 詳しくは清華大學出土文獻研究與保護中心編・李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡(壹)』(中西書局、二〇一〇年)「前言」、劉國忠『走近清華簡』(北京高等教育出版社、二〇一一年)を参照。

(12) 「羅」と「離」は音通。勞卦は『周易』説卦傳に「坎者水也、正北方之卦也、勞卦也」とあるように坎卦の別稱。また、『筮法』第二十一節「四季吉凶」のみ震卦は「奎(來)」と表記される。李學勤注釋の該當箇所を参照。

(13) 『筮法』についての基礎的な事柄については『清華大學藏戰國竹簡(肆)』

の他、李學勤「清華簡《筮法》與數字卦問題」(『文物』二〇一二年第八期)および廖名春「清華簡《筮法》篇與《說卦傳》」(同上)を参照。

(14) 廖名春前掲論文、末永高康前掲論文、馬楠「清華簡《筮法》二題」(『深圳大學學報(人文社會科學版)』二〇一四年第一期)を参照。なお、前掲拙著『戰國秦漢出土術數文獻の基礎的研究』解題(九六頁一七行)は誤って「一」を「二」とする。本稿をもって「七」に訂正する。

(15) 以下、本稿に示す『筮法』の釋文は、李學勤氏の釋文・注釋および先行研究を基礎に、筆者の見解によって作成したものである。

(16) 李學勤釋文は「力」を「扌」の通假と考えるが特に根據を示していない。『尚書』康王之誥「畢協賞罰」の「協」を『尚書大傳』・「白虎通」諫諍篇・『史記』周本紀は「力」に作る。よって「協」の通假と考えたい。高亨『古字通假會典』(齊魯書社、一九八九年)四〇二頁を参照。

(17) 「」内には、参考のため、上から、數字卦を今本『周易』の卦畫に變換したもの、その卦名、そこで用いられている卦象、を掲載した。

(18) 「同」字は「一緒に居る」の意だが、『筮法』においては(一部例外があるが)、右上・右下・左上の卦畫の卦象が一致し、左下の卦畫の卦象のみが異なる場合が多いため、「右上・右下・左上の卦象が、左下の卦象と一緒に居る場合」という意味であろう。

(19) 『周易』說卦傳第十章に「乾天也、故稱乎父。坤地也、故稱乎母。震一索而得男、故謂之長男。巽一索而得女、故謂之長女。坎再索而得男、故謂之中男。離再索而得女、故謂之中女。艮三索而得男、故謂之少男。兌三索而得女、故謂之少女」とある。

(20) 子居「清華簡《筮法》解析」(『學燈』第三〇期二〇一四年)は「惡爻、即相對陰爻「へ」「六」和陽爻「一」「七」這樣的正爻而言的九、八、五、四這四個數字爻」と説明する。

(21) 李學勤注釋を参照。震・巽・勞(坎)が吉、艮・羅(離・兌が兇となる。なお吉・兇と惡爻を参照するこの占例部分には乾・坤の卦は見えない。おそらく乾・坤が出た場合は別の占例によって占うのであろう。

(22) 末永高康前掲論文を参照。

(23) 李學勤注釋を参照。

(24) 「離」字は、李學勤注釋は「售」字の通假(售賣の意)、簡帛網・簡帛論壇・簡帛研讀「初讀清華簡(四)筆記」(<http://www.bsm.org.cn/bbs/read.php?tid=3155>)、簡帛網(BBS)の奈我何氏は「仇」「迷」の通假(男女匹配の意)、子居前掲論文は仇怨つまり復讐の意に考える。今、子居氏に従う。

(25) 「其失十三」については不明。本條に續けて「晉(春)見八、乃亦導(得)。

頭(夏)見五、乃亦導(得)。歟(秋)見九、乃亦導(得)。各(冬)見四、乃亦導(得)。(卦畫は省略)の文面が見え、數字と得失とを關聯づける占法なのだと推測される。

(26) 第二十三節「果」については「呂(凡)果、大事戩(歲)才(在)前果。中事月才(在)前果。省(小)事日乃前果。元(其)余(餘)召(昭)穆果」とあるがよくわからない。

(27) 傳世文獻には直接の記載は無いが、昭穆制度と陰陽二元論とに關係があると考えられる研究に鐵井慶紀「中國古代の昭穆制度發生についての一試論——中國の思维との關連において——」(同氏著『中國神話の文化人類學的研究』所收、平河出版社、一九九〇年)や張光直「商王廟號新考」(王亥、伊尹の祭日問題、ならびに殷商王制再論)『殷代禮制中にみられる二分化現象』(張光直(小南一郎・間瀬收芳譯)『中國青銅時代』所收、平凡社、一九八九年)がある。

(28) 傳世文獻に昭穆が見える確實に最も古い記事は『荀子』王制篇の「分未定也、則有昭穆也」であろう。楊倞注に「穆、讀爲穆。父昭子穆」と云う。

(29) A類が「夫」「左」「牡」「男」「陽」「昭」、B類が「妻」「右」「牝」「女」「陰」「穆」となり、A類が後に陰陽說における「陽」、B類が「陰」と總稱されるようになった。なお「左右」については、『筮法』の文面からではどちらがA類でどちらがB類か判斷できないが、後世の陰陽說(『禮記』内則篇「凡男拜尚左手」鄭玄注「左陽」、同「凡女拜尚右手」鄭玄注「右陰也」、『黃帝內經素問』陰陽應象大論篇第五「左右者、陰陽之道路也」楊上善注「陰氣右行、陽氣左行」)に據って分類しておいた。

(30) 『史記』太史公自序「夫春生夏長、秋收冬藏、此天道之大經也」、『淮南子』本經訓「四時者、春生夏長、秋收冬藏、取予有節、出入有量」、『禮記』樂記篇「春作夏長、仁也。秋斂冬藏、義也」等。

(31) 四季についてはこのほかに第二節「得」・第二十一節「四季吉凶」にも見える。また第二十節「四位表」も四元論的發想と關聯するのかもしれないが、現状、その表が如何なる意味を有するのかわからないため待考としたい。

(32) 例えば朱熹は「此第十一章、廣八卦之象、其間多不可曉者」(『周易本義』)と云う。

(33) 李學勤前掲論文、廖名春前掲論文を参照。廖名春氏は「勞」有勞作、勞果義、而「春生、夏長」、夏天正是勞作、勞果的季節、故以配夏。「羅」有羅致、歸藏義、而「秋收、冬藏」、冬天正是萬物畢藏的季節、故以配冬」と云う。

(34) 『周易』說卦傳第九章には「乾爲首、坤爲腹、震爲足、巽爲股、坎爲耳、離爲目、艮爲手、兌爲口」とあるが、第十一章には「離爲火……其於人也、

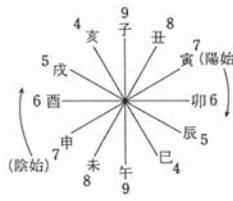
爲大腹」とあり羅(離)卦のみこちらを採用したようである。

(35) 『筮法』中には「木」「火」「金」「水」は見えても、「土」は登場しないが、これは脱落などの偶然の理由からではなく、「木」「火」「金」「水」の四元論と二元論(第二十九節「爻象」)や八元論(第十一節「雨旱」)を對應させる占術の構造からして必然であったと見做せる。

(36) 李學勤注釋に『京氏易傳』卷下有京房「納甲」説云「二分天地乾、坤之象、益之以甲、乙、壬、癸、震、巽之象配庚、辛、坎、離之象配戊、己、艮、兌之象配丙、丁」。此處簡文對應之相同」と云う。『筮法』と漢代象數易學とに繋がりがあることがある。

(37) 『筮法』中には第二十八節「地支與爻」に十二支と數字の配當も見える(本稿第二節に上引)。この配當は『五行大義』第三・論數・第三者・論支干之數に詳しい解説が見える。『五行大義』に據ってこの配當の仕組みを圖示すれば次の通り。圖は中村璋八・古藤友子『新釋漢文選7 思想・歴史シリーズ 五行大義上』(明治書院、一九九八年)一〇五頁に據る。

『筮法』中にはこの配當がどのように占いに用いられたか説明がない。放馬灘秦簡『日書』の上引の箇所ではこれに更に木火金水を配當するため、『筮法』も同様に十二支をいったん數字に配當した上でこれを木火金水に變換する意圖があったのかもしれない。が、『筮法』に明確な記載が見えないため、この配當については保留しておく。



(38) 第五節「至」・第九節「咎」・第十節「糝」・第十一節「雨旱」・第十八節「志事」・第二十二節「乾坤運轉」に見える。第九節「咎」・第十節「糝」に見える「述日」については、李學勤注釋は「述(術)日」とし占筮を行った日と考え、子居前掲論文は「述(逐)日」とし「逐可訓往、成、因此「逐日」或即「昨日」と考える。子居氏に従うべきである。

(39) 『周易』説卦傳第一章・第二章には「陰陽」「剛柔」「三才」等が見えるが、廖名春氏はこの部分を繫辭傳の錯簡と見做し、もともと説卦傳ではなかったと考える。また本田濟氏は第一章・第二章を含む説卦傳前半は繫辭傳を参考にして執筆されたもので、八卦の象の部分を含む説卦傳後半よりも相當に新しいものとする。廖名春前掲論文、本田濟『易學』(平樂寺書店、一九六〇年)第一章第八節「十翼の完成」を参照。

(40) 本田濟前掲書第一章第四節「左傳に見える易」、朱伯崑著・伊東倫厚監譯・近藤浩之編『易學哲學史』(朋友書店、二〇〇九年)第一編第一章第二節

一(2)「取象説」を参照。本田濟氏はかかる『左傳』の占筮記事は前三八七年以後、前二四三年以前の時期に、ある一手によって整理されたものと見る。ただしそこに古い傳承を含み得ることも指摘する。また八卦の象の部分を含む説卦傳後半を十翼の中で最も古い部分と考える。

(41) 春秋戰國時代の陰陽説については朱伯崑前掲書第一編第二章第二節「陰陽變易の説」を参照。また、張光直氏は股代の禮制に「二分化現象」が見られることを発見したが、張氏はかかる現象と(陰陽)二元論とに少なからざる繋がりがあることが示唆している。張光直前掲「股代禮制中にみられる二分化現象」を参照。

(42) 従来の研究には『左傳』の占術記事の後出性を疑うものがある。例えば、津田左右吉『左傳の思想的的研究』第二篇第八章「卜筮及び占星術に關する説話」(『津田左右吉全集第十五卷』)所收、岩波書店(一九六四年)は『左傳』の占術記事の全ては前漢末に創案されたものと考え、その主たる理由は津田氏が前漢末に到ってはじめて易と術數が流行したと考えたためであった。しかしながら、戰國秦漢時代の術數文獻の大量の出土から、現在の我々は戰國時代から既に易と術數が流行していたことを知っている。出土術數文獻と『左傳』の占術記事を併せて考えれば、そこに古い傳承が保存されているという可能性は高まったと言えるのではなからうか(以上は『左傳』の占術記事という「左傳」の素材となった資料の話であって、『左傳』自體の成立年代の議論とはまた別の問題である。本稿では以上の理由および本田濟前掲書第一章第四節「左傳に見える易」の『左傳』の占筮記事の推定年代から考えて、『左傳』の占術記事および説卦傳的發想等は『筮法』に遡り得るとした。

(43) 股代には四方に風と神とを配當する四元論的發想があったことが甲骨文字等から判明している。胡厚宣『甲骨文四方風名考證』(同氏前掲書所收)、陳夢家『殷墟卜辭綜述』(中華書局、一九八八年)第一七章第五節「土地諸祇」、赤塚忠「甲骨文に見える神々」(同氏著『中國古代の宗教と文化』)所收、研文社、一九九〇年)等を参照。

(44) 股代においては、先王とその配偶者は十干の廟號によって分類され、廟號と一致する十干日に、循環的に祭祀された(「五祀」「周祭」と呼ばれる)ことが甲骨文から判明している。これを十干日と人間の十元論と見做すことも可能であろう。張光直前掲書、松丸道雄「殷周國家の構造」(『岩波講座世界歴史4』)所收、岩波書店、一九七三年)等を参照。このほか傳世文獻にみえる十元論として古いものに、『説文』に見える十干と人體の部位の配當(甲に頭、乙に頸、丙に肩、丁に心、戊に腹、庚に臍、辛に股、壬に脛、癸に足が配當される)が挙げられる。

(45) 十二生肖は、十二支に動物を配當する十二元論であるが、傳世文獻においては後漢の『論衡』物勢篇が最古の記述であったことから、かかる發想は比較的新しいものだと考えられていた。が、近年、睡虎地秦簡・放馬灘秦簡・孔家坡漢簡の各『日書』盜者篇に十二生肖が占いに用いられていることがわかり、このような占いが一般的に流布・滲透していたことから、十二生肖の來歴が相當に古いであろうと豫想されている。

(46) 聶鴻音・黃振華「歲陰歲陽名義考」『燕京學報』新六期、一九九九年、同兩氏に見える歲陰（攝提格・單闕……）・歲陽（闕逢・旃蒙……）・月陰（陬・如……）・月陽（畢・橘……）について、チベット・ビルマ語派の諸語との比較によってその意味を明らかにしている。すなわち、歲陰および月陰の十二名はそれぞれチベット・ビルマ語派諸語における十二の動物名に相當し、これはつまり十二支と十二生肖の配當を示す。歲陽および月陽の十名はそれぞれチベット・ビルマ語派諸語における木・火・土・金・水に相當し、これはつまり十干と五行の配當を示す。兩氏の學説は十二支と陰陽五行説の關係を考える上で重要なものと思われるが、筆者はチベット・ビルマ語派諸語を検討する知識・能力に缺けるため、ここに參考のため記載して識者の御教示を仰ぎたい。また、孔慶典『10世紀前中國紀曆文化源流』（上海人民出版社、二〇一一年）第二章「十二生肖紀年研究」、第三章「十二生肖紀月研究」にかかると學説が紹介されており、これも参照されたい。

(47) 例えば、大野裕司前掲書「出土術數文獻解題」では一〇七種の術數文獻を數える。

(48) 陳侃理「北大秦簡中的方術書」『文物』二〇一二年第六期を参照。

(49) 北京大學出土文獻研究所編『北京大學藏西漢竹書「伍」』（上海古籍出版社、二〇一四年）を参照。

(50) 李學勤前掲論文、廖名春前掲論文等。

(51) 十干・十二支・易卦等はいわゆる數字ではないが、古代においては循環する序數であるという點で數字と同種存在だと認識されていたと思われる。水上靜夫『干支の漢字學』（大修館書店、一九九八年）、トーマス・克蘭プ（高島直昭譯）『數の人類學』（法政大學出版局、一九九八年）を参照。

(52) 李零前掲「從占卜方法的數字化看陰陽五行說的起源」。なお原文に「『莊子・天道』とあるが『莊子・天下』の間違い」。

(53) 李零前掲「從占卜方法的數字化看陰陽五行說的起源」では、李零氏自身このことがわかっていたため、斷定を避けているのであるが、李零「跳

出《周易》看《周易》——數字卦的再認識」（前掲「中國方術續考」所收）では、「二」「三」「四」が見えない理由を「因豎寫會發生混淆而省去」とし、數字卦は本來的に「十位」であるととし、十位數字卦から兩位數字卦への發展を想定している。李零「寫在前面的話——張政烺論易叢稿」（張政烺著・李零等整理『張政烺論易叢稿』所收、中華書局、二〇一一年）も参照。

(54) 『左傳』哀公九年に「子、水位也」、『國語』晉語四に「申、土也」とあるように、『左傳』や『國語』には十二支と五行の配當等の五行説が見え（劉瑛「春秋時期的方術與陰陽五行」、同氏著『左傳』・『國語』方術研究』所收、人民文學出版社、二〇〇六年を参照）、『筮法』とはほぼ同時代である戰國中晩期の著作とされる子彈庫楚帛書には五色と五木と季節の配當が見えるため（金谷治「陰陽五行説の成立」、『金谷治中國思想論集』上巻）所收、平河出版社、一九九七年を参照）、『筮法』と同時代に五行説自體が存在していたのは確實である。『筮法』中に五元論・五行説が見えないのは、『筮法』は八卦による八元論を中心とした占術であったため、二の倍数でない五元論を取り込むことが困難だったためだと思われる。

なお、最近公開された清華大學藏戰國竹簡『湯在啻門』（清華大學出土文獻研究與保護中心編・李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡（伍）』所收、中西書局、二〇一五年）中には「水」「火」「金」「木」「土」の文言が確認できるが、本稿にいわゆる五元論的發想は見えない。

【附記1】本稿は、平成二六年度公益財團法人高梨學術獎勵基金若手研究助成「出土資料を用いた中國古代陰陽五行説の再検討」の成果の一部である。

【附記2】本稿は、二〇一五年十二月一九日に京都大學人文科學研究所にて開催された形の文化會第六三回フォーラム（京都）「無と有を繋ぐ世界」において「易の起源とその構造——新出土資料による——」と題して發表した内容を改訂したものである。

【附記3】筆者前掲「上博楚簡『卜書』の構成とその卜法」（『中國研究集刊』第五八號、二〇一四年）に問題點が見附かったためこの場を借りて補足訂正させていきたい。前稿では先行研究に基づき殷代卜法において吉凶を判斷する際には卜兆の横畫を基準としたとし、これによって李零氏の「以豎畫爲主」という見解を批判したが、かかる見解は同氏著『中國方術正考』（中華書局、二〇〇六年）第四章「早期卜筮的新發現」での考察に基づくものであった。ただし、李零氏自身かかる見解は「此與通常的理解正好相反」と述べる。そもそも、殷代卜法における卜兆をどう捉えるかはについては研究者の間でも見解が分かれており定説がない。淺原達郎「殷代の甲骨による占いと卜辭」（東アジ

ア恠異學會編『龜卜』所收、臨川書店、二〇〇六年）を参照。よって今後はむしろ『卜書』を用いた殷代卜法の再検討が必要であろう。今後の課題としたい。

【附記4】本稿脱稿後、『筮法』を含めた數字卦に関する総合的な研究を行った王化平・周燕『萬物皆有數：數字卦與先秦易筮研究』（人民出版社、二〇一五年）が既に公刊されていることに氣附いた。しかしながら、該書は數字卦と陰陽五行説との關係については言及しておらず、本稿を該書に據って訂正することはなかった。兩氏の研究も踏まえた數字卦についての総合的な再検討は他日に期したい。

（北京科技大學外國語學院外籍教師）